

意見書.txt

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 960-8511
(ふりがな) ふくしまけんふくしましみずちょうあざいっぽんまつ
住 所 福島県福島市清水町字一本松1-1
(ふりがな) NECワイヤレスネットワークスカブしがいしゃ
氏 名 NECワイヤレスネットワーク株式会社
くぼた かねひろ
代表者氏名 代表取締役 久保田 兼弘

平成16年7月22日付で意見募集がありました「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会
最終報告(案)」に関し、以下の通り意見を提出致します。

記

政策研究会にて多数ご議論されているうちの「算定要素(経済的価値を反映することの是非)」および「納付義務者(特例処置を見直すことのは非-免許不要局からの徴収の適否)」について、意見を提出させていただきます。

1 算定要素(経済的価値を反映することの是非)について

市場原理の活用の議論での帯域幅による課金については反対致します。

【理由】

電波利用の用途については多様化しており、近年、民生市場向けに距離センサーとしての用途開発が活発に行われてきています。特に車載用途については車間制御用センサーとして搭載され、現在はブレーキ制御をも含めた衝突防止機能まで発展し、安全デバイスとして今後の搭載数増加が見込まれています。

民生市場での距離センサーとしての用途は、従来の業務用途での長距離探査とは対照的に近距離探査(数10cm~100m)として使用されており、必然的に従来の長距離用途に比べて広帯域での電波放射が必要となってきます。(最短探査距離=光速/帯域 : 定存波レーダー)

この帯域幅は通常の通信用途(音声チャンネル等)に比べると4~5桁広帯域であり、帯域をもとにして課金を決定する場合、距離センサーは通信用途と比べて明らかに過大な課金が課せられる事になります。

また民生市場向け距離センサーが業務用レーダーと同等もしくは過大な課金がなされることは民生機器ユーザーの理解を得がたいと思われ、今後の電波方式による民生市場向け距離センサーの用途開発の大きな阻害要因になると考えます。

よって、占有帯域により課金を決定する方法に反対致します。

2. 納付義務者(特例処置を見直すことのは非-免許不要局からの徴収の適否)について

免許不要局からの徴収は反対致します。

【理由】

①徴収方法の問題

免許不要局から徴収する場合の徴収方法について種々議論がなされていますが、従来の徴収方法は無線機器使用の意思表示(免許申請)がなされた時点で徴収されるものであり、免許不要局の場合現行制度上では無線機器使用の意思表示はなされません。

しかしながら機器流通段階での徴収方法では、機器が実際に使用されるまでの期間、場合によっては使用されずに廃棄される機器にも徴収されることになるため、免許局との徴収において明らかに不利な徴収方法となります。

よって、機器使用の意思表示がなされた時点での課金方法が実現できない場合は課金について反対致します。

②機器に占めるコスト、特に距離センサーの他方式とのコスト競争力

電波方式の距離センサーの用途開発が行われていることは上述の通りですが、免許不要局に課金を行うことは距離センサーとして開発されている他の技術方式（超音波、光等）に比べて電波方式が著しくコスト競争力を失うことになり、国内での電波方式による距離センサーの開発を著しく阻害する懸念が生じます。

現在距離センサーとしてのコストは数万円ではありますが、民生市場での用途拡大時期（数年後）には1万円以下、用途によっては数千円をターゲットとしているところであり、現行の課金額であってもコストインパクトはかなりのものである上、帯域見合いの課金が行われた場合、場合によっては課金額はコストの大部分を占めることも想定されます。

このような課金が行われた場合、国内での電波方式の開発は著しく阻害され課金の行われていない諸外国のメーカーが世界市場を押さえる恐れがあります。

以上のことから免許不要局への課金導入について反対致します。

以上